

令和8年6月定例会

議 案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

議案第 3 5 号	久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について	4
議案第 3 6 号	久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会 への諮問の取り下げについて	6
議案第 3 7 号	久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会 への諮問について	9
議案第 3 8 号	久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関 する規則の一部を改正する規則について	1 1
議案第 3 9 号	久喜市生徒指導推進委員会規則の一部を改正する規則に ついて	1 4
議案第 4 0 号	久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部を改正す る等の告示について	1 8

議案第 4 1 号	久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
-----------	--	-----

議案第35号 「久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について」につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職名】

- 1 久喜市生徒指導推進委員**
- 2 久喜市文化財保護審議委員**

件 名

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会への諮問の取り下げについて

提案理由

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会への諮問を、別紙のとおり取り下げたいので議決を求める。

概 要

1 取り下げの理由

平成29年5月24日付久教学第293号にて諮問した「久喜市立小林小学校の小規模化に伴う学校統廃合等の検討について」を、小林小学校だけでなく菖蒲地区の小学校5校の統合等の検討としたいため。

(教育総務課)

久教総第 号
令和 8 年 月 日

久喜市立小学校、中学校及び
義務教育学校学区等審議会
委員 各位

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫

諮問の取り下げについて（通知）

平成 29 年度久教学第 293 号において諮問いたしました「久喜市立小・中学校の統廃合等の検討について」、下記のとおり諮問を取り下げます。

記

（１）理由

現時点で小林小学校のみならず、菖蒲地区の小学校全体の小規模化が進行しており、菖蒲地区の小学校全体の検討をしたいため。

（２）取り下げ内容

「久喜市立小・中学校の統廃合等の検討について（諮問）」のうち、
「（２）久喜市立小林小学校の小規模化に伴う学校統廃合等の検討について」

【問合せ先】

久喜市教育委員会

教育総務課 小・中学校再編係

電 話：0480-58-1111（内線 336, 337, 338）

E-mail：kyoikusomu@city.kuki.lg.jp



久 教 学 第 2 9 3 号
平成29年 5月24日

久喜市立小・中学校学区等審議会
会 長 西 崎 道 喜 様

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫



久喜市立小・中学校の統廃合等の検討について（諮問）

久喜市立小・中学校学区等審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり
貴審議会の意見を求めるものです。

記

- （1）久喜市立江面第二小学校の小規模化に伴う学校統廃合等の検討について
- （2）久喜市立小林小学校の小規模化に伴う学校統廃合等の検討について
- （3）久喜市立上内小学校の小規模化に伴う学校統廃合等の検討について
- （4）久喜市立菖蒲南中学校の小規模化に伴う学校統廃合等の検討について

件 名

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会への諮問について

提案理由

菖蒲地区小学校の小規模化に伴う統合等の検討について、別紙のとおり久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会へ諮問したいので議決を求める。

概 要

1 諮問内容

- ・ 菖蒲地区では児童数が大きく減少し、既に5校いずれの小学校も適正規模（12～18学級）を満たしていない。
- ・ このまま児童数の減少が続くと、全ての学校で単学級となることが見込まれる。
- ・ このことから、菖蒲地区の小学校5校の統合等の検討を進める。

（教育総務課）

(案)

久教総第 号
令和8年 月 日

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校
学区等審議会 会長 様

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫

久喜市立小・中学校の統合等の検討について（諮問）

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会条例第2条の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めるものです。

記

菖蒲地区小学校の小規模化に伴う統合等の検討について

件 名

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

概 要

1 改正の内容

学校選択制（指定校：砂原小学校、選択校：鷺宮西小中学校）について申出できる者を、調整区域内に居住する就学予定者のほか指定校に就学している児童の保護者へ拡大する。

2 施行期日 公布の日

（教育総務課）

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則（平成２２年久喜市教育委員会規則第１８号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項を次のように改める。

- ２ 教育委員会は、調整区域内に居住し、かつ、同区域内の小学校に就学を予定している、又は就学している者の保護者から第２条に規定する就学すべき学校（次項及び別表第５において「指定校」という。）以外の学校（次項及び別表第５において「選択校」という。）に就学を希望する旨の申出があったときは、これを許可することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
（選択校の指定） 第6条 略 2 <u>教育委員会は、調整区域内に居住し、かつ、同区域内の小学校に就学を予定している、又は就学している者の保護者から第2条に規定する就学すべき学校（次項及び別表第5において「指定校」という。）以外の学校（次項及び別表第5において「選択校」という。）に就学を希望する旨の申出があったときは、これを許可することができる。</u> 3 略	（選択校の指定） 第6条 略 2 <u>調整区域に居住する小学校就学予定者の保護者からの申出があったときは、第2条の規定により通学すべき学校として指定されている学校（次項及び別表第5において「指定校」という。）以外の学校（次項及び別表第5において「選択校」という。）に通学できるものとする。</u> 3 略

件 名

久喜市生徒指導推進委員会規則の一部を改正する規則について

提案理由

久喜市生徒指導推進委員会規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

概 要

1 改正の内容

令和8年5月31日付で久喜市PTA連合会が解散したことに伴い、PTAの代表者を委員として選任している規則について一部改正するもの。

- ・久喜市生徒指導推進委員会規則第3条（4）「学校のPTAの代表者」を「学校の児童生徒の保護者」に改正
- ・その他、文言整理による改正

2 施行期日 公布の日

（指導課）

久喜市生徒指導推進委員会規則の一部を改正する規則

久喜市生徒指導推進委員会規則（平成２２年久喜市教育委員会規則第２０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「児童・生徒」を「児童又は生徒（以下この条、次条第１号及び第３条第４号において「児童生徒」という。）」に、「青少年の非行防止や補導等の生徒指導上の」を「児童生徒を指導するうえでの」に、「めざし」を「目指し」に、「「生徒指導推進委員会」」を「「推進委員会」」に改める。

第２条中「生徒指導推進委員会」を「推進委員会」に改め、同条第１号中「生徒指導上の問題について」を「児童生徒の指導に係る」に、「助言と」を「助言並びに」に改め、同条第２号を削り、同条第３号中「その他、本会の目的達成の」を「前号に掲げるもののほか、推進委員会の目的を達成する」に改め、同号を同条第２号とする。

第３条中「生徒指導推進委員」を「推進委員会の委員（以下「推進委員」という。）」に改め、同条第４号中「ＰＴＡの代表者」を「児童生徒の保護者」に改める。

第４条第１項中「生徒指導推進委員」を「推進委員」に、「当該年度末」を「当該推進委員を委嘱された年度の３月３１日」に改め、同条第２項中「委員」を「推進委員」に改める。

第５条第１項中「生徒指導委員会」を「推進委員会」に、「委員」を「推進委員」に改める。

第６条中「生徒指導推進委員会」を「推進委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

久喜市生徒指導推進委員会規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
（設置） 第1条 市の<u>児童又は生徒</u>（以下この条、次条第1号及び第3条第4号において「<u>児童生徒</u>」という。）の健全育成を期するため、<u>児童生徒を指導するうえでの</u> _____問題を教育的に解決することを<u>目指し</u>、久喜市生徒指導推進委員会（以下「<u>推進委員会</u>」 _____という。）を置く。 （事業） 第2条 <u>推進委員会</u> _____は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （1） <u>児童生徒の指導に係る</u> _____研究、相談及び<u>助言並びに</u>関係機関への連絡 （2） <u>前号に掲げるもののほか、推進委員会の目的を達成するために必要な事業</u> （組織） 第3条 <u>推進委員会の委員</u>（以下「<u>推進委員</u>」という。）は、次に掲げる者のうちから久喜市教育委員会が委嘱する。 （1）～（3） 略 （4） <u>学校の児童生徒の保護者</u> （任期）	（設置） 第1条 市の<u>児童・生徒</u> _____の健全育成を期するため、<u>青少年の非行防止や補導等の生徒指導上の</u>問題を教育的に解決することを<u>めざし</u>、久喜市生徒指導推進委員会（以下「<u>生徒指導推進委員会</u>」という。）を置く。 （事業） 第2条 <u>生徒指導推進委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （1） <u>生徒指導上の問題について</u>研究、相談及び<u>助言と</u> _____関係機関への連絡 （2） <u>街頭補導と少年に対して悪影響を与える有害環境の浄化</u> （3） <u>その他、本会の目的達成の</u> _____ために必要な事業 （組織） 第3条 <u>生徒指導推進委員</u> _____は、次に掲げる者のうちから久喜市教育委員会が委嘱する。 （1）～（3） 略 （4） <u>学校のPTAの代表者</u> （任期）

第4条 <u>推進委員</u> _____ の任期は、<u>当該推進委員を委嘱された年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。</u> 2 補欠により委嘱された<u>推進委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員) 第5条 <u>推進委員会</u> _____ に委員長及び副委員長各1人を置き、<u>推進委員</u>の互選により定める。 2・3 略 (庶務) 第6条 <u>推進委員会</u> _____ の庶務は、教育部指導課において処理する。	第4条 <u>生徒指導推進委員</u>の任期は、<u>当該年度末</u> _____ までとする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により委嘱された<u>委員</u> _____ の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員) 第5条 <u>生徒指導委員会</u>に委員長及び副委員長各1人を置き、<u>委員</u> _____ の互選により定める。 2・3 略 (庶務) 第6条 <u>生徒指導推進委員会</u>の庶務は、教育部指導課において処理する。
--	---

件 名

久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部を改正する等の告示について

提案理由

久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱等を、別紙のとおり改正等することについて議決を求める。

概 要

1 改正の内容

令和8年5月31日付で久喜市PTA連合会が解散したことに伴い、PTA関係者、PTAの代表者を委員として選任している要綱について一部改正及び廃止するもの。

- (1)一部改正 ・ 久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱
- (2)廃止 ・ 久喜市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会要綱
・ 久喜市PTA連合会育成事業補助金交付要綱

2 施行期日 公布の日

(生涯学習課)

久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部を改正する等の告示

(久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第29号）を次のように改正する。

第1条第1項中「P T A又は保護者会（以下「P T A等」という。）」を「市内の保育園、幼稚園若しくは認定こども園又は小学校、中学校若しくは義務教育学校（以下この項において「学校等」という。）を活動拠点とした学校等に在籍する園児、児童又は生徒の保護者が組織する団体（以下この項及び次条において「保護者団体」という。）」に、「市内の保育園、幼稚園若しくは認定こども園又は小学校、中学校若しくは義務教育学校に設置されたP T A等」を「保護者団体」に改める。

第2条中「P T A等」を「保護者団体」に改める。

(久喜市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会要綱の廃止)

第2条 久喜市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第12号）は、廃止する。

(久喜市P T A連合会育成事業補助金交付要綱の廃止)

第3条 久喜市P T A連合会育成事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第30号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の規定に基づき提出されている補助金の申請書については、この告示による改正後の久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の規定に基づき提出された補助金の申請書とみなす。

久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
（趣旨） 第1条 この告示は、<u>市内の保育園、幼稚園若しくは認定こども園又は小学校、中学校若しくは義務教育学校（以下この項において「学校等」という。）</u>を活動拠点とした学校等に在籍する園児、児童又は生徒の保護者が組織する団体（以下この項及び次条において「保護者団体」という。）による組織的・計画的な学級活動を支援するため、<u>保護者団体</u> _____が実施する学級研究事業に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。 2 略 （補助対象経費） 第2条 補助金の交付の対象となる経費は、<u>保護者団体</u>が実施する講演会、研究協議及び体験学習等の学級研究事業に要する経費とする。	（趣旨） 第1条 この告示は、<u>PTA又は保護者会（以下「PTA等」という。）</u> _____ _____ _____ による組織的・計画的な学級活動を支援するため、<u>市内の保育園、幼稚園若しくは認定こども園又は小学校、中学校若しくは義務教育学校に設置されたPTA等</u>が実施する学級研究事業に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。 2 略 （補助対象経費） 第2条 補助金の交付の対象となる経費は、<u>PTA等</u>_____が実施する講演会、研究協議及び体験学習等の学級研究事業に要する経費とする。

件 名

久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

提案理由

久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

概 要

1 改正の内容

令和8年5月17日付で久喜市久喜婦人会連合会が解散したことに伴い、久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱の一部を改正するもの。

2 施行期日
公布の日

(生涯学習課)

久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第31号）を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市婦人会育成事業補助金交付要綱

第1条第1項中「久喜市婦人会連合会（以下「連合会」という。）」を「久喜市婦人会（以下「婦人会」という。）」に改める。

第2条中「連合会」を「婦人会」に改める。

第4条第1項中「婦人会連合会育成事業補助金交付申請書」を「婦人会育成事業補助金交付申請書」に改める。

第6条中「婦人会連合会育成事業補助金交付決定通知書」を「婦人会育成事業補助金交付決定通知書」に改める。

第7条中「婦人会連合会育成事業補助金実績報告書」を「婦人会育成事業補助金実績報告書」に改める。

第9条中「婦人会連合会育成事業補助金確定通知書」を「婦人会育成事業補助金確定通知書」に改める。

様式第1号中「婦人会連合会育成事業補助金交付申請書」を「婦人会育成事業補助金交付申請書」に、「婦人会連合会育成事業補助金」を「婦人会育成事業補助金」に改める。

様式第2号中「婦人会連合会育成事業補助金交付決定通知書」を「婦人会育成事業補助金交付決定通知書」に、「婦人会連合会育成事業補助金」を「婦人会育成事業補助金」に改める。

様式第3号中「婦人会連合会育成事業補助金実績報告書」を「婦人会育成事業補助金実績報告書」に、「婦人会連合会育成事業補助金」を「婦人会育成事業補助金」に改める。

様式第4号中「婦人会連合会育成事業補助金確定通知書」を「婦人会育成事業補助金確定通知書」に、「婦人会連合会育成事業補助金」を「婦人会育成事業補助金」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<u>久喜市婦人会育成事業補助金交付要綱</u> （趣旨） 第1条 この告示は、婦人会活動の健全な育成を支援するため、<u>久喜市婦人会</u>（以下「婦人会」という。）<u> </u>に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。 2 略 （補助対象経費） 第2条 補助金の交付の対象となる経費は、<u>婦人会</u>がその目的を達成するために実施する会議及び事業に要する経費とする。 （申請書の様式等） 第4条 規則第6条第1項の申請書の様式は、<u>婦人会育成事業補助金交付申請書</u><u> </u>（様式第1号）のとおりとする。 2 略 （交付決定通知書の様式） 第6条 規則第9条の交付決定通知書の様式は、<u>婦人会育成事業補助金交付決定通知書</u><u> </u>（様式第2号）のとおりとする。 （報告書の様式） 第7条 規則第13条の報告書の様式は、<u>婦人会育成事業補助金実績報告書</u><u> </u>（様式第3号）のとおりとする。	<u>久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱</u> （趣旨） 第1条 この告示は、婦人会活動の健全な育成を支援するため、<u>久喜市婦人会連合会</u>（以下「連合会」という。）<u> </u>に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。 2 略 （補助対象経費） 第2条 補助金の交付の対象となる経費は、<u>連合会</u>がその目的を達成するために実施する会議及び事業に要する経費とする。 （申請書の様式等） 第4条 規則第6条第1項の申請書の様式は、<u>婦人会連合会育成事業補助金交付申請書</u>（様式第1号）のとおりとする。 2 略 （交付決定通知書の様式） 第6条 規則第9条の交付決定通知書の様式は、<u>婦人会連合会育成事業補助金交付決定通知書</u>（様式第2号）のとおりとする。 （報告書の様式） 第7条 規則第13条の報告書の様式は、<u>婦人会連合会育成事業補助金実績報告書</u>（様式第3号）のとおりとする。

(確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の確定通知書の様式は、婦人会育成事業補助金確定通知書 (様式第4号) のとおりとする。

(確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の確定通知書の様式は、婦人会連合会育成事業補助金確定通知書 (様式第4号) のとおりとする。

様式第1号(第4条関係)

婦人会育成事業補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住所 (所在地)
申請者 氏名 (名 称)
(代表者)

年度婦人会育成事業補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業目的
- 3 事業内容
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
- 4 団体の規約 別添のとおり

様式第1号(第4条関係)

婦人会連合会育成事業補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住所 (所在地)
申請者 氏名 (名 称)
(代表者)

年度婦人会連合会育成事業補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業目的
- 3 事業内容
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
- 4 団体の規約 別添のとおり

様式第2号(第6条関係)

婦人会育成事業補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

住 所(所在地)
申請者 氏 名(名 称)
(代表者) 様

久喜市長

年 月 日付けをもって申請のあった婦人会育成事業補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
2 支払方法
3 条 件

- (1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

様式第2号(第6条関係)

婦人会連合会育成事業補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

住 所(所在地)
申請者 氏 名(名 称)
(代表者) 様

久喜市長

年 月 日付けをもって申請のあった婦人会連合会育成事業補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
2 支払方法
3 条 件

- (1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

様式第3号(第7条関係)

婦人会育成事業補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所 (所在地)
氏 名 (名 称)
(代表者)

年 月 日付け久 第 号で交付決定の通知を受けた婦人会育成事業補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補 助 金 の 名 称

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助事業の実施期間 年 月 日から 年(日)間

年 月 日まで

4 添 付 書 類

- (1) 補 助 事 業 の 成 果 別紙事業報告書のとおり
- (2) 補助事業の収支決算書 別紙収支決算書のとおり

様式第3号(第7条関係)

婦人会連合会育成事業補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所 (所在地)
氏 名 (名 称)
(代表者)

年 月 日付け久 第 号で交付決定の通知を受けた婦人会連合会育成事業補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補 助 金 の 名 称

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助事業の実施期間 年 月 日から 年(日)間

年 月 日まで

4 添 付 書 類

- (1) 補 助 事 業 の 成 果 別紙事業報告書のとおり
- (2) 補助事業の収支決算書 別紙収支決算書のとおり

様式第4号(第9条関係)

婦人会育成事業補助金確定通知書

久 第 号
年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称)
(代表者)

様

久喜市長

年 月 日付けで実績報告のあった婦人会育成事業補助金について、下記
のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定に
より通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

様式第4号(第9条関係)

婦人会連合会育成事業補助金確定通知書

久 第 号
年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称)
(代表者)

様

久喜市長

年 月 日付けで実績報告のあった婦人会連合会育成事業補助金につい
て、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条
の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円